

2020年10月9日

資材事業者の皆様

資材の製品名等の表示に関する審査方針

(一社)有機 JAS 資材評価協議会
代表理事 高橋勉

謹啓 貴社におかれましては益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。また平素は、当協議会の資材評価業務について、多大なるご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さてこの度、当協議会の理事会におきまして、当協議会リストに登録できる資材名に関し、審査方針を決定しましたのでお知らせします。

記

1. 資材名に、「JAS」あるいは「JAS 認証」などと、それを思わせる文言を使用する資材については、当協議会の資材リストへの掲載を認めないこととします。これは昨今の原料調達事情から仕様変更を余儀なくされた結果、不適合となった場合に混乱を避けるためです。なお、資材名および包材に「〇〇有機」または「オーガニック〇〇」等の表示を行う場合は、この限りではありません。
2. 現在、資材名に「JAS」の文言を使用している資材で、すでに当協議会の資材リストに掲載されているものについては、次回更新時まで改定を要求します(改定が実施されない場合は、リストから削除します)。
3. チラシやホームページ等の宣伝については、「有機農産物 JAS 別表 1 適合資材」又は「有機 JAS 使用可能農薬」等と表記することを併せて要請します。

上記の措置は、通知日以降より実施します。

尚、今後、原料や製造工程に変更が生じる恐れのある場合は、必ず事前に変更内容の再審査を行い、適合の結果となってから変更を実施されますよう重ねてお願い申し上げます。

以上